



黒部市告示第486号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営経営体育成土地基盤整備事業六天地区の換地処分の告示があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年9月29日

黒部市長 堀内 康 男



字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「六天」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	飯沢		1082の1、1082の2、1148の2の一部、 1148の3、1149の3、1151の2、1152の2、 1153の2、1154の2、1155の2、1156の2、 1157の2
	出島	西島	974から976まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。